

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室）

項目名	沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【特例措置の内容】 個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設、増設又は改修した場合、当該新設、増設又は改修に係る建物及びその附属設備について特別償却を行う。 【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 88 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第 6 条の 3		
内容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲0 百万円） （ — 百万円）	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 旅館業への設備投資を促し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし、離島の振興を図る。 (2) 施策の必要性 沖縄県の離島地域は遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、地域社会の維持が危ぶまれている。これらの課題を踏まえ、離島地域の産業振興を図るためには、沖縄の離島の特色ある観光資源を生かし、優位性を発揮できる重要産業である「旅館業」の振興を図る必要がある。 離島地域においては、コロナ禍収束後の、国内外の航空路線や航路の誘致等により、観光客が増加傾向にある。また、観光庁の登録を受けた観光地づくり法人（DMO）を中心に、地域の関係者と連携した持続可能な観光地づくりが進められており、今後、観光業をはじめ、関連する飲食業やサービス業の更なる需要増加が見込まれている。 沖縄の離島地域の振興のためには、当該地域の産業の振興に重要な役割を果たす旅館業について、投資意欲を高めることで高付加価値化に資する設備投資を促進し、宿泊・飲食サービス業の総生産額の増加を図ることが重要である。とりわけ宿泊施設の確保は、離島地域の産業振興の先導的役割を担う観光業の振興に不可欠であるとともに、交流人口の増加にも寄与することから、引き続き「旅館業」を対象業種とし、法人や個人の設備投資を促進する本特例措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 沖縄政策 【施策】 10. 沖縄振興に関する施策の推進								
		政策の達成目標	＜租税特別措置等により達成しようとする目標＞ 旅館業への設備投資を促し、高付加価値化を図ることで、離島市町村内総生産額を大きく伸ばし離島の振興を図るため、付加価値額の増加、離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の増加を目指す。 ○達成目標 ・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 令和 11 年度：461 億円 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和 11 年度：5.7 億円 （算出方法） ・令和 6 年度以降の離島市町村内総生産額は年平均増加率 2.5% を維持するものとして、令和 11 年度総生産額の目標値を設定し、これに、同総生産額に占める宿泊・飲食サービス業の割合（令和 5 年度実績：8.6%）を乗じることで、令和 11 年度の離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業の目標を設定。 ・宿泊・飲食サービス業の総生産額について、令和 11 年度に必要な増加分（11 億円）に、令和 6 年度時点の本特例措置活用事業者の付加価値増加額が宿泊・飲食サービス業総生産額の増加額に占める割合（51.4%）を乗じ、付加価値額増加額を算出。 ○測定指標 ・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、離島の宿泊施設の収容人員数を設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事確認制度及び租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「離島市町村内総生産額」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。 （参考） ・従前の達成目標：離島の宿泊施設の収容人員数								
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）								
		同上の期間中の達成目標	・離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 （単位：億円） <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>宿泊・飲食サービス業</td><td>439</td><td>450</td><td>461</td></tr></table> ※新沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（令和 7 年 3 月。沖縄県作成）において、平成 24 年度から令和 3 年度の離島市町村内総生産額の年平均増加率（2.5%）を維持することを念頭に算出。				令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	宿泊・飲食サービス業	439
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度								
宿泊・飲食サービス業	439	450	461								

		・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>5.7</td><td>5.7</td><td>5.7</td></tr></table>		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	付加価値増加額	5.7	5.7	5.7								
		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度														
付加価値増加額	5.7	5.7	5.7															
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況 ・ 離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>宿泊・飲食サービス業</td><td>274</td><td>400</td><td>—</td></tr></table> ※沖縄県「沖縄県市町村民経済計算（沖縄県市町村民所得）」から離島市町村のみ集計 ※令和 6 年度は数値未確定 ・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>0.9</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr></table> ※ 1 件当たりの付加価値額（0.9 億円）× 国税適用件数		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	宿泊・飲食サービス業	274	400	—		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	付加価値増加額	0.9	3.6	3.6
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度															
宿泊・飲食サービス業	274	400	—															
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度															
付加価値増加額	0.9	3.6	3.6															
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 9 年度以降、平年度で約 6.1 億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※令和 7 年度以降も令和 6 年度と同程度の設備投資（約 5.4 億円）があるものと仮定し、令和 7 年度の当該措置を活用した設備投資額と当該措置に係る付加価値増加分の比率（1:1.125）を基に算出。 ※令和 7 年度以降は令和 6 年度と同程度の申請（4 件）があると仮定。 【令和 7 年度の県知事確認申請情報に基づき推計】																
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	・ 本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 (単位：億円) <table><tr><td></td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td></tr><tr><td>付加価値増加額</td><td>6.1</td><td>6.1</td><td>6.1</td></tr></table>		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	付加価値増加額	6.1	6.1	6.1								
	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度															
付加価値増加額	6.1	6.1	6.1															
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																

		要望の措置 の 妥 当 性 本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも国の最終的な負担は少ない。また、課税の繰延べによって、事業者にとっては初期投資の負担が軽減されるため、沖縄の離島地域における設備投資のインセンティブとなり、離島の産業全体の振興を図るという政策目的において効果が見込まれる。 事業の投資判断に当たっては、経済情勢など長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る本特例措置が的確な手段であると考えられる。 このため、本特例措置による支援が手段としても最も適当である。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	○過去3年間の適用実績 (単位：件、千円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>特 別 償 却</td><td>1</td><td>651</td><td>4</td><td>94,210</td><td>4</td><td>43,607</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特 別 償 却	1	651	4	94,210	4	43,607
	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度																
		件数	金額	件数	金額	件数	金額															
特 別 償 却	1	651	4	94,210	4	43,607																
租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果（適用件数、適用額） （租税特別措置法の条項：第45条） (単位：件、千円) <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>特 別 償 却</td><td>1</td><td>651</td><td>4</td><td>94,210</td><td>4</td><td>43,607</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】	項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	特 別 償 却	1	651	4	94,210	4	43,607	
項目	令和4年度		令和5年度		令和6年度																	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																
特 別 償 却	1	651	4	94,210	4	43,607																
租税特別措 置の適用に よる 効果 (手段として の有効性)	令和8年度離島の宿泊施設の収容人員数は67,219人(※)と目標を概ね達成しているところ、本特例措置を通じて観光客の受け入れ体制強化につながり、ひいては離島地域の活性化に寄与していると考えられる。 (※) 令和4年度から令和6年度までの増加数の平均を踏まえ、令和7年度以降1年間で2,694人増加すると仮定し、令和8年度の収容人員数を67,219人と算出した。 ・令和4年度（実数）：56,444人 ・令和5年度（実数）：59,752人 ・令和6年度（実数）：61,831人 ・令和7年度（推計）：64,525人 ・令和8年度（推計）：67,219人																					

	前回要望時の達成目標	○令和 8 年度離島の宿泊施設の収容人員数 67,812 人 【離島の宿泊施設の収容人員数】（単位：人） ・ 令和 8 年度離島の宿泊施設の収容人員数 67,812 人 <table><tr><td></td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td></tr><tr><td>収容人員数</td><td>59,286</td><td>62,128</td><td>64,970</td><td>67,812</td></tr></table> 出典：沖縄県離島関係資料（沖縄県） （算出方法） 平成 29 年度から令和 4 年度までの増加数の平均を踏まえ、令和 5 年度以降 1 年間で 2,842 人増加するとして算出したところ、令和 8 年度の収容人員数を 67,812 人と算出した。		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度							
収容人員数	59,286	62,128	64,970	67,812								
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年度要望時の達成目標（令和 8 年度の収容人員数：67,812 人）の実現状況達成度は 99.1%であり、所期の目標は概ね達成している。										
これまでの要望経緯	平成 9 年度 制度創設 平成 14 年度 5 年延長 平成 19 年度 5 年延長 平成 24 年度 5 年延長 平成 29 年度 5 年延長 令和元年度 2 年延長 令和 3 年度 1 年延長 令和 4 年度 3 年延長、拡充 （「改修」の追加、取得下限額の引下げ（500 万円以上）） 令和 7 年度 2 年延長											

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに離島市町村内総生産額のうち宿泊・飲食サービス業、長期アウトカムに離島市町村内総生産額を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和４年度（１年間）】：未達成
- 中期【令和４～５年度（２年間）】：実績不明
- 長期【令和４～６年度（３年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナ禍の影響で落ち込んでいた旅館業は回復傾向にあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまで一定のタイムラグが生じており、また、令和４年度から県知事における事前確認制度の導入や改修の措置対象への追加が行われたところ、事業者の制度変化への対応が追い付いていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、県知事確認制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。